

土橋秀高著

## 『戒律の研究』

大澤 伸雄

### はじめに

近代佛教研究において戒律の研究は他の定学慧学と比較して未開拓の部分が多かった。戦後になって、大野法道『大乘戒経の研究』、平川彰『律藏の研究』、『原始佛教の研究』、『初期大乘佛教の研究』、佐藤密雄『原始佛教教団の研究』などの大著が発表されたが、これらはインド佛教を中心としたものであり、中国佛教の戒律思想について優れた研究論文は見出せるにしても、まとまった単行本は一本もなかったのである。

ところが龍谷大学の土橋秀高教授によって中国佛教を中心とした戒律に関する論文集が刊行された。本書はA5判・一一六六頁、四〇の研究成果と、三九頁・約二五〇〇項目になる索引により構成されている大著である。個々の論文についてはその多くが既に学術論集や雑誌に掲載され、貴重な成果として参照させていただいた筆者も、それがここに六章に編集されて一書にまとめられてから、あらためて精読してみても、中国佛教に関する戒律研究の礎石ともいえる深い意義を感じずにはおれない。

それは地道な基礎研究の積重ねと広汎な資料を駆使する姿勢で貫かれているからである。そこで各々の章節にわたりその概観と研究史上の意義について、紙面のゆるす限り紹介したいと思う。

### 第一章「総論」について

ここでは戒律の基本概念を中国佛教の立場から検討せんとしたものである。そこで第一節では、従来から我國の佛教徒、佛教研究者が懐いていた戒律に関する考え方を糾すために「戒律」「波羅提木叉」「学処」「禁」「律儀」「威儀」という戒律に関する諸用語の原意を諸々の経律論を依用しながら探ったものである。また戒律の性格については、聖戒蘊への信、佛陀制禁の戒意に対する帰依、またそれは僧伽への随順であり、そこに佛陀に直結する戒の伝統が性格づけられ、これが戒の佛教上の信憑性といえる結論づけられる。また制戒の縁、戒律条文の決定にいたるまでの事情、条文の運用について弾力性があるとして、随方毘尼や説浄法などが明らかにされる。そしてこれら戒律の適応性の一面は、戒律の根本的性格であるとされ「戒律の性格は時処諸縁を通して正智にみちびく法規としての要求から、佛の威儀より示される聖戒蘊に絶対依憑するという面がある。また一方では広く時処に随って適確に應ずるという面があってこの二つは具体的な戒律の性格づけであって別個に遊離したものではない」として、戒律の二面性を捉えている。そのことから、三結・四取・五下分結などの中に数えられる

「戒取」という出家の行的偏執に対する佛智からの批判を説いて戒学の陥りやすい面を明らかにし、どこどこまでも佛智に帰結していく戒学の伝統を説き明かさんとしている。

第二節では戒律に期待される修道上の効果を実践課題の上で捉えようとしたものである。これを戒律の機能として、各時代各地域における種々の様相を見つめながらも、各時点で戒の精神への指向が、佛教の歴史的転換の動機として大きく作用していることが説かれている。

第三節の「戒律の限界」では、戒律の実相をはつきりすることが論ぜられる。そこで戒と定慧、比丘戒と菩薩戒、戒律と寺制というそれぞれの相対的意義が明らかにされ、四囲の情勢、時の権力への迎合、民俗風習とか庶民信仰など功利性への応同などの危険性に注目し、戒律の本義を説き明かすのである。

第四節の「戒律の処置」とは、戒法における懺悔と治罰について、声聞戒と菩薩戒の場合やそれをうけた中国の寺制などを通して概観されたものである。懺悔は戒律の求心的な面を支え、治罰は遠心力となり、そこに真のあるべき戒律の姿が求められるのであり、両面の緊張が求められるのであるとする。

第五節は慧遠の大乗義章卷十の僧宝論を中心として、戒律が具現する基盤である僧宝について論ずる。

第六節の「大乘戒と小乘戒」では「わが国の佛教はこの大小対立という戒観に大なり小なり影響をうけて、戒律の問題をあつかってきたが、はたしてこれでよいのだろうか」という提起から、「両戒の相違点とみられるものに注意し、それが戒律の

根本および律典の性格からどうみられるか」という視点で(1)利と利他とについて、(2)持戒の心がまえ、(3)受戒の対象、(4)他律と自律、(5)外戒と内戒、(6)修戒と性戒という点で対比して、両戒のちがいを明らかにしつつも、律典の性格から両教団対立ではなく、両戒の交渉が必要であるとする。つまり三聚淨戒説からすれば、戒という点では小乗律蔵に対立する菩薩戒経でこと足りたが、僧伽の律法としては、やはり律蔵の内容によらなければならなかったことを涅槃経の五篇七聚を内容とする戒律が示しているし、また小乗戒を撰律儀戒において包摂する地持・瑜伽系の三聚戒説が物語っている。そこで両戒は事戒・理戒の性格をもっているが佛戒ということで統合して理解されるべきであるという。また菩薩戒が性戒であり、比丘戒が修戒であるという性格で受けとめて、佛教者としての個人および集団の行儀の課題を掘り下げてゆくべきであるとする。

第七節は世間法であった十善道が、菩薩戒として受容・展開していく系譜を概観したものである。そこではまず原始經典にみられる在家・出家の業道としての十善を説き、五戒と十善の關係にまで説き及んで、十善戒として在家道独自の戒法として意義づけられていく経緯を明らかにする。そして十善戒は次第転深の戒律儀とされ総相戒と意義づけられて、小品系般若經において菩薩の尸羅波羅蜜となることが明らかにされる。菩薩道においては利他教化衆生に関心をもち世間善としての十善を菩提にまで結びつけることに成功したことが論じられる。総相・別相の十善戒については龍樹の十善觀において結ばれている。

第八節では「菩薩律儀としての十善戒」として、菩薩の尸羅波羅蜜がその後の大乘經典史の上でどのように取扱われていくのかということが焦点となっている。つまり瑜伽・地持・善戒の同系統に出てくる三聚淨戒説中の摂善法戒に配当される十善法の内容に焦点があてられる。そして摂善法戒等の三聚を包む律儀戒が説かれることは、十善戒の精神によって七衆律儀に対応する菩薩律儀の戒相を独立させたことを意味する。だから地持の四重、善戒の八重、在家の場合の優婆塞戒經の六重、またこれらを統合する梵網の十重など、菩薩戒の展開はすべて十善の精神主義的展開とみることができると結論する。

さて第九節の「律教の開宗」では、中国佛教の中とりわけ唐道宣の南山律宗開宗の事情を考察したものである。はじめに日本の凝然の律宗綱要を手がかりとして論をおこし、主として道宣の統高僧伝における律宗にかかわる部分を検索することを通して道宣の意図を探り、道宣自身のその他の著作、律相感通伝・四分律比丘含注戒本・隨機羯磨・闍中創立戒壇図經・教誡律儀・猊門章服儀・量処輕重儀などから、出家者の生活の諸般にわたる課題について、諸説を刪繁補闕してまとめ統攝して一家をかまえんとする道宣の姿勢があとづけられ、さらに四分律行事鈔によって検討が重ねられている。そして道宣の開宗の意味は、インドに生まれた戒律を異質の文化・風土・社会情勢の中国において、佛道実践をする真面目として再構成しようとしたこと、また彼の学んだ学問体系は主として唯識教理であるが、これを軸として化制二教判を論考し毘尼大乘を宣揚したこと

ある。かくして道宣の大乘義の内容は受持者の心品に求められ、三学の中での戒律の意義づけを、唯識の三観をもって体系したことに関宗の意義があるとされる。

## 二 第二章「大乘經典の戒律説」について

この章では華嚴經淨行品、涅槃經、ウバソク戒經などの大乘戒に関する經典や、大乘經典によく登場する虚空藏菩薩の周辺の戒律説の特色を明らかにしようとしたものである。

第一節は「華嚴經淨行品について——戒律思想のながれから——」と題するものである。康僧会が沙門戒經をもとめる孫皓にこの淨行品の異訳である本業經の百三十五願を分かつて二百五十事としてさすけたり、總章元年（六六八）に賢首大師は西域三藏が長安に来ているのに会われて菩薩戒を受けんと請われたが華嚴經淨行品を誦すればさらに菩薩戒を受けることはいらないといわれたという。これらは中国佛教の菩薩戒思想上この經の位置をうかがわせるが、初期大乘の戒律思想ということからすれば、尸羅波羅蜜の戒觀のうえに菩薩の行業が意義づけられ、菩薩戒という独自の実践の立場が形成されたということにおいても注目すべき經典である。さて本論では淨行品の在家的なものと、出家の得度受戒、室内作法、出門作法など、行者の一日の行業の細部がもられているが、これらが長阿含の阿摩昼經、四分律、阿術達經、沙門果經、善生經などの説を依用しながら、独自の方法で編集されていることが明らかにされる。

そして本事の菩薩行願としての威儀の特質を、積極的な在家奉戒に見出して利他の心意を中心としている。しかるにこの経の眼目は菩薩本事の行願、つまり成佛への本行としての戒、佛自体の持戒ということであって、自律自誓、自利即化他の菩薩戒の真髓を鮮明にしたものであるから、中国日本における自誓受戒、理戒という菩薩律儀の特色をあらわすことに影響を与えているとする。

第二～四節は大乗戒思想、とりわけ中国佛教の戒学に大きな影響を与えた涅槃経の戒律思想に関する論考である。涅槃経はその説き始めが戒律の諮問にあり、佛性義の裏づけを経て、五行を挙げ、性修の相関を論じていくのである。そして「若し禁戒を護持せざれば云何ぞ佛性を見ることを得べきや。一切衆生に佛性有りと雖も要らず持戒に因りて然る後乃ち見る。佛性を見るに因って阿耨多羅三藐三菩提を成ずることを得」とある様に、涅槃経の本戒本所受戒が重大な課題であるが、それから生じて来る性と修の関係をどう展開するのかということが考察されている。そこで一闡提の取扱いに顕われた性と修の分際を明らかにし、修を性に帰し、性を修にあらわすところに大乘菩薩道の如是相がみられるとする。また本有今無本無今の偈、生因了因と正因縁因、乳五味相生という涅槃経のテーマにもとづいて論じ、また寿命品、金剛身品、如来性品、聖行品、梵行品、徳王品などに注目しつつ、「本経は法滅因縁を契機として擡頭して来た正法護持禁戒護持の真面目への沈潜において、佛性論をもって裏づけをなし、大乘菩薩道の確立を期したものである」

としている。

第三節は同じく涅槃経によって、不浄物及び三種戒という菩薩戒思想上においては明確にしなければならぬ問題を取上げている。不浄物受蓄の問題は戒律そのものが必然的に且つ矛盾的に孕んでいる展開性を指し、三聚戒の問題は戒律に対する理念の展開を示しているから、この事相と理念の相関を明らかにするために取り上げられた。そして涅槃経の時代相を反映して、その内容は破戒者に対する摂取のための戒律儀への関心が中心であって、声聞戒と菩薩戒の剖判に主力が注がれているため、菩薩戒の独自性に欠け、一切戒を総合的に体系組成する点に欠けるとする。そこから本経は、智度論等の戒律説を受けつつ、未だ瑜伽系諸経論の菩薩戒相の如き独自の戒観を建立するに至らぬ時期のものであるということができると結論づけられる。

第四節は比丘戒から菩薩戒への進展に位置づけられる涅槃経の戒律説の内容を整理したものである。その項目は、法身常住と正法久住を願う制戒の意味を結びつけた「正法護持」、次いで自利利他の具体的項目としての「八不浄物」についての所見、また戒律の上で重要なテーマである「比丘戒と菩薩戒」に関する対比、そして涅槃経戒律説の核心である「佛性戒」、またそれと関連した「懺悔」に関する方法と姿勢、そして最後に涅槃経の特質ともいえる「食肉の制」という項目を立てて、経の説くところに従って論考されている。

次いで第五節では「ウバソク戒経の問題」として、その文献批判を子細に検討し、地持・善戒との関連に注目して、それら

と時代を同じくして出現した在家専用の菩薩戒経であるとされる。またその特質は、原始戒蘊から五・八戒の系譜を受けつつ、大小乗の戒分別を涅槃經に学んでその地位を確立しており、尸羅波羅蜜の強調により戒条を超える精神主義的な戒観が力説され、善法の五陰成就に持戒の意義をみとめ在家菩薩戒として意味づける。それは俗法としての財物などの世俗的立場を包容し在家菩薩としての独自の受戒儀などを確立したが、後に出家在家共通の梵網經に大乘戒としての主流をうばわれていくとする。

第六節の「虚空藏菩薩の戒律」は大集部虚空藏菩薩經を中心として、大集經系統の戒律説を考察せんとしたものである。まず國王・大臣・声聞それぞれの五根本罪、菩薩の八根本罪に注目しつつ、法滅の世における戒律の一つであることの性格を鮮明にし、また懺悔經典であることが論考される。根本罪説の拠拠は大薩遮尼乾子所説經であることを明かし梵網經との関連も考察している。特に王や大臣についてみるとその波羅夷説は大薩遮尼乾子經の王論に求められ、それを受けて虚空藏菩薩經、それに次いで梵網經の王権に関する戒めがまとめられていることを論証している。

これら大乘經典の戒律説に関する成果は大乘戒に関する従来のそれぞれの研究成果に学びながらも中国佛教の戒学を念頭においた研究成果として注目すべきである。しかし今後はインド大乘佛教史上での立場と、それを受用して自らの展開をなした中国佛教の大乘戒経受容史がそれぞれの立場で一層研究されるべきであると思われる。

### 三 第三章「戒儀」について

そもそも佛陀と大衆、弟子信者との結びつきは、基本的には土着的・神秘的な信仰によるものではない。むしろ時代社会への思想の本質の結果としての佛陀の清浄なる威儀が求引力となつたのである。大衆は現象を通して本質にせまるものであり、修道者は本来の威儀を学ぶことから正覚へ向うものであるから、受戒等の戒儀は戒学の上では重要な課題である。ここではまずインド・中国・日本の授戒儀礼について、そして中国佛教における羯磨本の変遷をスタイン本を中心として考察し、また敦煌本に散在する菩薩戒儀を考証している。それぞれ大論文であり学的意義はきわめて高い。

第一節の「授戒儀礼の変遷」では、受戒という修道者・教団の中心課題を取り上げるために、まず現存の授戒関係の典籍を一覧にして、それぞれをインド・中国・日本に分類して概観し、三国の授戒の変遷がわかりやすく論じられている。また比丘受戒法、比丘尼受戒法、授菩薩戒法、中国編集の受戒法、日本編集の受大戒法の対照表が示され、それぞれの研究者には欠くことのできな研究成果である。これらの概観を通して、三帙依が授戒の中心であること、また出家剃髮儀は僧伽だけの問題ではなく国家世俗との関係から独立的意義をもつものであること、戒相としては伝統として重様式に延びてゆくことが確かめられている。

第二節では「中国における羯磨の変遷——スタイン本を中心

にして——と題した長論文があてられている。律典といえは戒本・広律・羯磨をあげなければならぬが、その中の羯磨本については、未開拓の点が多いので、中国での翻訳・受容・展開の流れを明らかにせんとしたものである。そこで敦煌本全般にみられる写本の新古を考慮にいれながら、古い型の羯磨の諸写本が存在するスタイン本を中心にして、特に中国での編集の過程を追っている。はじめに大正藏經所収の羯磨の諸本を解説してから、スタイン本中の羯磨に関する写本のすべての五十五本を類別し、それらに解説をほどこしてから、変遷のあとづけを試みる。そのためには、未定型の羯磨を古層のものとし、その中でも五世紀初頭のS・四六三六Vの百一物本をあげ、次いで中頃になるとS・四六七二の雜羯磨やS・七三六、S・二九三五の比丘尼羯磨などが続く。はじめは比丘、比丘尼両法の混然たるものが、比丘尼の独自の羯磨ができるなど、それぞれの発展段階がみとめられて、実際に即応して秩序だてられた雜羯磨や尼羯磨があらわれる。これらの経緯の中から隨機羯磨などの整備されたものが出現して、中国での羯磨本の結集は完成する。その後は要略行儀に抄略されたり、六法文・六念文、さらには菩薩戒儀の反映する羯磨本があらわれる。これは僧団の運営の全般にわたるものから、最小限必要な部面のみ抄写される様になり、一方では清規や密教儀礼、浄土教の作法などに結びつき、在家対象のものは庶民の民間信仰へ流れていくとしておられる。そもそも羯磨は佛陀の正法が生かされていくための僧伽の中核であるが、それが時の流れで作法のやりとりとい

う形式化・儀礼化をまねくのである。これらは中国佛教における戒律の展開面であるが、同時に戒律が空洞化していく過程でもある。本論は写本からの校訂、訓読、類型諸本との比較対照など、未紹介の資料に原典批判がほどこされており、この意味でも今後の研究には欠くことができないものである。

第三節は敦煌諸写本の中で大乘菩薩の戒儀についての研究である。大乘の羯磨に相当するものが、受戒法・布薩法その他菩薩戒としての作法に關係のある律文、これらを菩薩戒儀という。この菩薩戒儀に関する従来の研究を考慮して、敦煌本に残された写本の数々を整理することを通じて、菩薩戒流伝の様相を明らかにすることができるし、敦煌所出の律典の解説、菩薩戒学の在り方、ひいては敦煌佛教教団の全貌を究明するための基礎作業であるとされる。そこで資料としては、主にスタイン本を中心に十一本取り上げられている。それらの校訂と文献学的考察がなされ、古経録、天平写経目録、北京(劫余)録、ベリオ目録などを参照して、整理作業がなされている。そして写本の数からいっても大半を占める梵網經關係のものを中心に、晩唐から宋代にかけての流伝をあとづける。そして瑜伽戒は古いが次第に主流となった梵網戒に吸収されていくことが確かめられているのである。

#### 四 第四章「敦煌律典」について

この章は先の第二、三節と同じく、敦煌律典に関する論文が十一取められている。著者の長年の地味な研究成果であり、そ

の資料的意義だけでも、今後の学界に寄与するところが多いと考えられる。

第一節は敦煌出土律典の特色につきスタイン本を中心に総括的立場で論考されている。敦煌文書の整理・研究という学界動向の中で、約四百数十点にわたる佛教律典を取り上げて概観しようとするものであり本章の序説的意義をもつ。本論の冒頭ではスタイン本が四五三、北京本が四八二とされる。そしてスタイン本・北京本は、ペリオ本が蒐集に取捨が加えられているのに反し、敦煌文書全般における妥当な比率をもっていること云えるので、敦煌地方に流布していた律典の模様が適確に判るとする。また中国で書写・刊行されて敦煌へ持ち込まれたものと、敦煌地方でつくられたり書写されたものとの判別、書写年時・場所などの判別のできるものなどあるが、敦煌佛教の特色ということからすれば、双方共に適確な資料といえる。そして書写年代順に整理して、それぞれの特徴をあげる。はじめは十誦・五分が盛行し後に四分へ、また五世紀後半のものから十世紀後半にわたり梵網經が流布し、中国における律典の中軸となり、四律・瑜伽系の戒をおさめるものとして、菩薩戒の代表的律典の地位を占めてゆく。敦煌写本の唐吐蕃時代のめだつた傾向は抄略律典が盛行していることであり、数からも実用的律典が多く、このことから実践的傾向が特色としてあげられることを述べている。

第二、三節では「敦煌出土律典『略抄』の研究」と題して、敦煌佛教の特徴である略抄類をそれぞれの目録の中から抽出・

整理してそれらの出拠を明らかにすることにつとめ、小鈔、雜小鈔、略抄へと拡充整備されていったことを著作年時の推定を通して見とどけ、晩唐から五代にかけて略出律典が多くみられるのは、中唐以後の中国佛教が講学から、念佛・禪・戒といった実践的佛教としての性格をつよめたからであり、庶民にまで及んだ入門書律典であることが確かめられている。

第三節では先に略抄の内容的研究が示されたので、S・六六四四を採用して本文を紹介し、七十四項目にわたりその出拠とみなされるものをあげて、詳細な註記を与えている。これは略抄本の文献的研究として貴重な成果といえよう。

第四節は「(擬題)四分律雜鈔一本」と題しているが、これはスタイン本の中他のS・二九一「四分律小鈔」などと類似した写本(龍谷大学大谷コレクシヨン蔵。首部欠であるが大体八五行、五紙で尾題は記されていないが本文は完結している)と考えられる。また陳垣の劫余録(無五・四二四・上)の「四部要略小抄(尾題)」との連関をも示唆している。そして本鈔は西紀七六七―八三三年の間に律典の要略を意図して、当時盛んに輩出した律綱要書を参考にして、一本にまとめたものであるとされる。

第五節の「スタイン収集の受八齋戒儀について」は、スタイン本中に在家布薩の作法用のものと考えられる受戒作法本が九本みられるが、これらについての研究である。その中でもS・四四九四が最も古く、三帰・懺悔・發願・廻向の四項目の受八齋戒儀の基調を示したものであり、他の諸本はこれを規準として増補されているのである。そしてS・四四六四V(2)は八戒

形寿受持を主張しているが、これは齋法としての性格を破る特異なものである。なぜならば中阿含の齋法のような折衷形式を粗略に見誤ったか、梵網菩薩戒に混同するような作法が行なわれていたのかも知れないと推論しておられる。

第六節の「敦煌本『十誦戒疏』考」は、やはりスタイン本中に「十誦律義記卷第三(S・六八二〇)」と「十誦戒疏卷第一(S・六五五二)」がある。この資料の意味は、十誦律の註釈書としては古経録に「僧祐の十誦義記十卷」とあるより他にみあたらず、これとても現存しないから、十誦律の貴重な註疏として考察する必要がある。ここでは戒疏について原典的な考察をしてみると、その内容は十誦律の釈でも註でもなく根本説一切有部別解脱戒経疏とでも呼ぶべきもので、時の根本有部系の人が十誦律の古い伝統に權威をもとめて付けた名であるから、後人を誤らせるようになったとしている。ところがこの戒疏は戒本の内容に説き及ぶと羯磨文などは四分戒本であって、時の律学の趨勢の中で名称とはじめの構文は有部戒本疏であるが、作者の意趣のおもむくままにものした独立短篇の律典であると、その特異な性格をうき彫りにしている。

第七節の「受八齋戒儀の変遷——スタイン本を中心に——」では、大智度論卷十三、十誦羯磨比丘要用などと、S・四四九四をはじめ、その他のスタイン本の受八齋戒儀の諸本を検討し、スタイン本中のそれぞれが、中国化の諸相を示していることを委細に検討している。

第八節は「敦煌本受菩薩戒儀考」であるが、ここでは中国の

菩薩戒儀としては、慧沼・妙楽・明曠・慧思・遵式・元照・宗曉本の七本とS・一〇七三本であるが、これらの内容を比較し、中国における変遷を論じたものである。

第九節は「菩薩羯磨戒文について」と題するが、これはスタイン本のS・一二四九、一四八四、三二〇六と金沢文庫にある菩薩羯磨戒文のそれぞれに詳細な検討を加えて、それが梵網戒の羯磨戒文の性格をもつものであることを明らかにし、またそれが天台智顛の菩薩戒義疏に項目だけをあげている受菩薩戒儀の最古の形式であることを論じたものである。

第十節の「西域考古図譜所収羯磨断片考」は大谷探検隊将来資料の写真版によって紹介された西域考古図譜の五二・隋唐間写戒律抄本と、同五三・羯磨文断片を復元し、スタイン本、S・二一八三における羯磨および定型の大正藏経一四三三の羯磨と比較し、その戒学史的位置づけをしている。

第十一節の「ペリオ本『出家人受菩薩戒法』について」ではP・二一九六が六朝期の菩薩戒思想を究明するための貴重な文献であり、珍しい古い形式をもっており、未公開のものであった。この組織や趣向を検討してみると梵網系であり、梁代天監十八年(五一九)に梵網系の菩薩戒儀が流布していたということに注目すべきことであるとされる。

以上、本章は敦煌写本の律典に関する文献学的研究の集成であり、未整理の写本の校訂などの基礎作業を通して、中国佛教戒律思想上に位置づけるといふ、きわめて学問的意義の高いものであり、貴重な資料集ともいえるのである。



## 五 第五章「中国仏教の戒律」

について

四この章では僧制や清規と戒律の関係、四分律宗の玄奘(道世)と道宣の問題、また道宣の菩薩戒に対する考え方、また鑑真の戒律思想を中国佛教の立場から考察するという四論文で構成されている。

第一節では「中国における戒律の屈折——僧制・清規を中心に——と題するものである。戒律には嚴格性・保守性と、調部や随方毘尼や小々戒の開遮などの弾力性・展開性という面がある。これは佛陀の制戒の意に還るといふ精神がもつ二面性と考えられる。インドで展開された戒律が、中国で受容されてどのような屈折をしたかが問題である。まず律典の枠内での屈折、枠外での屈折、また比丘戒・菩薩戒の関係から、寺制・僧制・清規への屈折、戒経誦持を通じた独特の儀法への屈折などが考えられる。本論では僧制あるいは寺制が清規としてまとめられていく様相が論じられる。道安の僧尼軌範をはじめ、慧光・僧瓊・超度・齊文宣王・梁簡文帝・智顛・玄琬・惠旻・慧滿・道宣などの僧制に対する考え方とその實際を考察し、中国独自の僧制の集大成とみられる勅修百丈清規への移行をみとどけるために唐洪州百丈山故懷海禪師塔銘、禪門規式、天竺寺十方住持義、禪苑清規、祖庭事苑、律苑事規、增修教苑清規が考察される。そして中国では律制を佛戒の本義にもどすための指針としながらも、時機に対応するために寺制が別立され、ここから清

規が生まれてくる。清規も禪苑清規と教苑清規の二つに性格づけできるが、それらにおいては羯磨の基本機能も形式化して受けとめられ、体罰や賠償的罰法がうたわれる。ただ天台を基盤とした教苑清規には中国的枠内にありながらも律典を重んずる姿勢がうかがわれるとする。

第二節では従来から初唐の四分律宗系の中で注目される毘尼討要と四分律行事鈔の対比を中心として、両書のそれぞれの特徴と、相関関係を明らかにせんとするものである。そこで道宣と道世は共に智首の直弟子であるが、討要は智首の講説に近く、行事鈔には道宣の創意などが含まれている。両書の一致は智首に帰すべきである。また菩薩道乃至大乘戒観について、行事鈔は四分分通大乘義をとり、上品心を以て四分律を行修することが菩薩道であるとする。討要は四分律小乗説の立場から受菩薩戒章を設け、僧俗共通の菩薩戒を取り上げている。これは出家戒と同格に在家菩薩戒を位置づけんとする当時の律学の趨勢である菩薩戒重受の立場に沿うものであるとする。また両書の内容を検討して対示した註記があり便利なものである。

第三節の「道宣の菩薩戒」では分通大乘義を標榜する四分律宗の南山道宣がそれでは菩薩戒をどう扱い、どのような菩薩戒観をもっていたかということが興味深く追求される。彼には正行儀という菩薩戒に関する著作があったとされるが欠本であり、他にまとまったものがないので、彼の著作の中に散説されたものと、玄奘道世の説を参照しながら結論を期して五八十具を重樓的出家の菩薩戒としての系譜は尺形寿を期して五八十具を重樓的

に受けさらに護心戒として尽末來際を期して地持の四重——善戒の八重、地持梵網の輕戒もこれに準ずる——を受ける。この場合、漸受が通規であるが頓受も地持經説によって認める。次に在家の菩薩戒としては尺形壽を期して五戒、一日一夜を限つて八戒を受け、そのうえ護心として菩提を期して十善戒——梵網の十重を含む——を受持する。受戒法は出家五衆人前受と十方諸佛菩薩を和尚とする場合があるとす。これらの道宣の考え方を見ると、比丘と菩薩の兩戒を綜合して、あらためて出家在家の兩菩薩の系譜に配置していったと見ることができるとする。

第四節は「鑑真和上の戒律思想背景——菩薩戒小論——」では和上の思想をうかがうにも、著述その他直接の第一次資料は殆んど残されていない。そこで經錄・僧伝・敦煌本・諸注疏などの中国での二次的な資料に依りながら、特に三聚淨戒をどのように考えたか、またそれは地持か梵網かという点を中心に論考されたものである。そして鑑真は在家者には梵網を、出家者には比丘・菩薩（地持）戒を授けるという立場であったと、種々の背景を考慮して推考される。

## 六 第六章「日本仏教の戒律」について

まず第一節の「『授菩薩戒儀』考」は、天理大学図書館蔵書目録和漢之部第三の八七頁以下に在る「授菩薩戒儀 写 一軸 六八〇」という写本の文献学的紹介と研究である。

第二節は京都国立博物館から刊行された守屋孝威氏蒐集古經函録の第九二「自誓受戒作法」についての研究である。これは平安末期の保安三年（一一二二）に平扶範などの諷誦文十枚をつづりその裏につづった卷子本であり、旧觀智院藏書であり、密教系の趣向と弥陀信仰が強調されているものである。そして研究の結果、これは一日戒の究竟的受戒儀であり、十善戒が菩薩沙弥戒の内容となり、最高の菩薩戒相にまで位置づけられたものであるとされる。

第三・四節は俊枋の戒律思想に関する研究で占められる。第三節は泉涌寺清衆規式を中心にその他の寺制を参照しつつ論考されたものである。入宋伝律僧としての俊枋の律制は、宋代の分通大乘義の戒律を学びながらも天台や禪家の清規方式を採用し、彼独自の立場で立制している。これは日本佛教において各宗各寺でそれぞれ時宜に応じた寺制がたてられるが、その姿勢内容の原初的な形態とみこみをたてるとする。第四節は俊枋が入宋し、戒律につき彼の地で種々の問題を提起したが、それは比丘戒の上に菩薩戒を重受する必要があるのかないのかということであった。そこで重受ということについての典拠、中国での受戒史を跡づけて、淨因の律宗史料簡、律宗問答、終南家業などに論ぜられる重受に関する諸問題を論じている。

第五節の「真宗行儀と戒律」は、戒律が佛教者としての日常行儀の心得であり、教団維持運営にそなえるための法規をうたうものであるとすれば、同朋教団として戒律ということと無関係ではない。そこで先哲の戒律と真宗行儀との対応についての

諸考察を紹介しながら、念佛の滅罪功德や金剛信を金剛戒に擬すること、無戒名字の比丘・末代の僧宝として心がけるべきこと、僧侶の格づけとしての戒脈論が諸行本願義に陥るぎりいのあることなどに要約して論考が重ねられている。

最後に補説として二つの成果が提出されている。その一つは「出三蔵記集における戒律関係記録について」である。出三蔵記集の撰者僧祐は戒律に造詣が深く、他の経録と比較するとその確度は高く、中国への戒律伝来から僧祐の時代までの戒律伝持の模様をさぐるためには貴重なものである。戒律関係の記述を抽出列記し、卷十三からの戒律関係の典籍に關与した僧伝も訓読してある。そしてこの整理から出三蔵記集による戒律典籍の動向が八項目にまとめられている。研究者には誠に便利なることである。

補二は、高僧伝類、歴代三宝記、佛祖統記、古今訳経図記、中国佛学人名辞典、居士伝等の中から、戒律に關係する五百余名を抄出し人名別に年譜化したものである。

以上において本書を概観し紹介して来たのであるが、本書は中国佛教の戒律思想研究に貴重な足跡を残すものであることは疑い得ぬだろう。そしてこの業績の上に教理史教団史の成果を加えることによって、中国佛教戒律思想史はより一層明らかになると考えられる。

(昭和五十五年五月、永田文晝堂 A5判 二五、〇〇〇円)

### 「佛教学セミナー」バックナンバー発売中

既発行の「佛教学セミナー」のバックナンバーを御希望の方は、佛教学研究室又は文栄堂書店に申し込み下さい。二冊以上お申し込みの方には送料を当方で負担します(一冊のみの場合、送料50円)。

1~7, 9, 14号	品切れ	20号	品切れ(特集号)*
8~10号	250円	21~24号	600円
11~13号	300円	25~31号	700円
15~17号	350円	32~33号	800円
18~19号	400円		

\* 第20号は特集号につき、別に単行本として文栄堂書店より発売中(4,000円)。

※既刊号の総目次は本誌26号に掲載されています。

12, 22号は残部僅少です。